

森林取得資金金融取扱要綱

〔昭和63年4月8日付け63林野企第29号農林水産事務次官依命通知〕
最終改正 平成26年4月1日付け25林政企第93号

第1 趣旨

林業者又はこれらの者の組織する法人に対し、森林取得資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第3号の1に掲げる資金（平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件。以下「告示」という。）第6号の1から3までに掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融通することにより、林業経営の規模の拡大及び林業経営の改善を積極的に図り、林業構造の改善に資するものとする。

第2 資金の内容

森林取得資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は次に掲げるとおりであり、その詳細は公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付対象者

森林取得資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者であって、当該資金の貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けたもの又は森林整備・林業等振興整備交付金事業促進対策融資要綱（平成2年6月18日付け2林野組第95号農林水産事務次官依命通知。以下「整備交付金融融資要綱」という。）で定めるところにより林地の取得に関する計画を含む単独融資事業実施計画につき市町村長若しくは都道府県知事の承認を受けたもの

ア 林業を営む個人

イ 林業を営む法人（中小企業等協同組合、農事組合法人、株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）に限る。以下同じ。）

ウ 生産森林組合

エ 森林組合

オ 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する法人をいう。以下同じ。）

ただし、2の(1)の資金については、分収育林契約により立木を取得する場合を除き、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の10第4項の規定による市町村長の勧告に係る協議又は同法第10条の11の規定による都道府県知事の調停に基づき森林を取得する場合に限る。

カ 地方公共団体

ただし、2の(1)の資金については、分収育林契約により立木を取得する場合に限る。

- (2) 森林組合、農業協同組合及び森林組合連合会((1)のアからウまでに掲げる者に転貸する場合に限る。)

2 貸付金の使途

森林取得資金の貸付金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 人工林若しくは天然林改良林の取得又は造林のための土地の取得（ただし、林齢60年を超える森林を取得する場合は、林齢60年以下の森林と一体的に取得する場合に限る。）

- (2) 分収造林契約（一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地について造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。）の当事者による当該契約に係る他の契約当事者からの当該契約の契約事項の実施により植栽された樹木の持分の取得

ア 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。

イ 契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。

ウ イの場合における各共有者の持分の割合は、アの一定の割合と等しいものとする。

- (3) 分収育林契約（一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理（以下「育林」という。）に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの及びこれらの者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。）の当事者による当該契約に係る他の契約当事者からの当該契約に係る樹木（当該契約の締結時において樹齢が45年以下のものに限る。）の持分の取得

ア 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分収すること。

イ 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有とし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。

ウ イの場合における各共有者の持分の割合は、アの一定の割合と等しいものとする。

3 貸付金の最高限度額

森林取得資金の貸付金の最高限度額は、次のとおりとする。

(1) 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額

ア 個人にあっては、1,200万円（育林資金（公庫法別表第5第3号の2に掲げる資金（告示第6号の4に掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び農林漁業施設資金（同表第3号の3に掲げる資金（告示第10号の1の(3)に掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）に係るものと通算する。）

ただし、以下の(ア)から(エ)までに該当する場合には3,600万円

(ア) 次の事業の実施地域又は林野庁長官が別に定める市町村（以下「特定市町村」という。）の区域を含む森林法第7条に規定する森林計画区内に居住する者が当該事業の実施期間中又は当該特定市町村が作成する市町村森林整備計画の計画期間中に当該事業実施地域内又は当該特定市町村の区域内の森林を取得する場合

(a) 林業構造改善事業促進対策実施要領（昭和40年5月10日付け40林野組第112号農林事務次官通知）、第2次林業構造改善事業促進対策要綱（昭和47年8月25日付け47林野組第106号農林事務次官通知）、新林業構造改善事業促進対策要綱（昭和55年6月30日付け55林野組第137号農林水産事務次官依命通知）、林業山村活性化林業構造改善事業促進対策要綱（平成2年6月18日付け2林野組第90号農林水産事務次官依命通知）及び経営基盤強化林業構造改善事業促進対策要綱（平成8年5月10日付け8林野組第36号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業並びに林業生産流通総合対策実施要領（平成10年4月8日付け10林野政第241号農林水産事務次官依命通知）に定める地域林業経営確立林業構造改善事業、経営基盤強化林業構造改善事業及び林業山村活性化林業構造改善事業

(b) 林業生産流通総合対策実施要領に基づく林業経営構造対策事業

(c) 強い林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月30日付け16林政経第197号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める林業構造確立施設の整備に係る事業

(d) 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19林政経第306号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める林業構造確立施設の整備に係る事業

(e) 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める高性能林業機械等の整備（林業の持続的かつ健全な発展を目的とするものに限る。）に係る事業

(f) 森林居住環境整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第833号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業又は里山エリア再生交付金実施要綱（平成18年3月31日付け17林整整第1019号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業

- (g) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領（平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官依命通知）に基づく新山村振興等農林漁業特別対策事業
- (h) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）第3に定める交付対象事業であって、林野庁長官が別に定めるもの
- (イ) 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱の別表に定める高性能林業機械等の整備（林業の持続的かつ健全な発展を目的とするものに限る。）に係る事業計画に基づいて森林を取得する場合
- (ウ) 隣接する森林を取得する場合
- (エ) 在村（市、町）者が同村（市、町）内の森林を取得するに当たり次のいずれかに該当する場合
 - (a) 譲渡人が不在村（市、町）者である場合
 - (b) 譲渡人が離村（市、町）する場合
 - (c) 譲渡人が農林漁業を営まなくなる場合
- イ 林業を営む法人及び生産森林組合にあつては、4,000万円（育林資金及び農林漁業施設資金と通算する。）
- ウ 森林組合にあつては、9,000万円（育林資金と通算する。）
- エ 森林整備法人にあつては、1億3,500万円（ただし、2の（1）に係るものについては、9,000万円）
- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）第3条に定める林業経営改善計画（以下「林業経営改善計画」という。）に基づいて行う森林の取得であつて、取得しようとする森林が暫定措置法第5条第3項の林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号）第2条に定める要件に該当する場合は、（1）の規定にかかわらず、貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額
 - ア 個人にあつては、7,000万円（育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。）
 - イ 林業を営む法人及び生産森林組合にあつては、2億5,000万円（育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。）
 - ウ 森林組合にあつては、2億5,000万円（育林資金に係るものと通算する。）
 - エ 森林整備法人にあつては、2億5,000万円
- (3) 森林法第10条の10第2項の規定による通知に係る「要間伐森林」及び同法第39条の4の規定により地域森林計画に定める「要整備森林」を取得する場合には、（1）及び（2）の規定にかかわらず、貸付けを受ける者の負担する額又は（1）のアからエまで（（2）の規定に該当する場合には（2）のアからエま

で)のそれぞれに掲げる額のいずれか低い額

4 利率

森林取得資金の貸付利率は、公庫法第12条第4項及び附則第35条の規定に基づき、年5分以内で公庫の定める利率とする。

5 償還期限

25年以内（地方公共団体が行う森林の取得については20年以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「財特法」という。）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「財特法政令」という。）第12条第1項に定める者にあつては、平成28年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り、28年以内（地方公共団体が行う森林の取得については23年以内）とする。

3の(2)の要件に該当する場合は、35年以内（地方公共団体が行う森林の取得については30年以内）

ただし、財特法第121条第1項の規定に基づき、財特法政令第12条第1項に定める者にあつては、平成28年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り、38年以内（地方公共団体が行う森林の取得については33年以内）とする。

6 据置期間

25年以内（地方公共団体が行う森林の取得については20年以内）

ただし、財特法第121条第1項の規定に基づき、財特法政令第12条第1項に定める者にあつては、平成28年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り、28年以内（地方公共団体が行う森林の取得については23年以内）とする。

3の(2)の要件に該当する場合は、25年以内

ただし、財特法第121条第1項の規定に基づき、財特法政令第12条第1項に定める者にあつては、平成28年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り、28年以内とする。

第3 林業経営改善推進計画

- 1 第2の1の(1)の本文に規定する都道府県知事の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、林業経営改善推進計画を作成し、これを貸付適格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に添え、都道府県知事に提出しなければならない。この場合、原則として取得する森林の所在地の属する森林組合を経由して提出するものとする。

- 2 1に規定する林業経営改善推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 林業経営の現況
- (2) 取得する森林の状況

- (3) 森林の適正な管理のための基本方針
- (4) 施業実行計画及び実行形態
- (5) 必要資金の額及び調達方法
- (6) 借入金の償還計画
- (7) その他必要な事項

第4 認定の要件

都道府県知事は、第3の1により認定申請書の提出があったときは、次の表の第1欄に掲げる資金の種類及び同表の第2欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる要件を満たす場合に限り、第2の1の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

また、申請者が暫定措置法第5条第3項に規定する森林取得資金の償還期限の特例措置の適用を受けようとする場合には、都道府県知事は、償還期限の特例要件（同表の第2欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる要件及び(10)に掲げる要件をいう。以下同じ。）を満たす場合に限り、第2の1の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

資金の種類	申請者	要件
第2の2の(1)の資金	個人	(1)から(7)まで及び(9)
	林業を営む法人、生産森林組合、森林組合及び森林整備法人	(1)から(5)まで及び(9)
	地方公共団体	(1)から(4)まで及び(9)
第2の2の(2)又は(3)の資金	個人	(1)、(2)及び(6)から(8)まで
	林業を営む法人及び生産森林組合	(1)、(2)及び(8)
	森林組合、森林整備法人及び地方公共団体	(1)及び(2)

- (1) 申請者が林業経営に意欲を有し、経営する育林地を適切に施業・管理して林業を営むと認められること。
- (2) 申請者が暫定措置法第3条第1項の認定（当該認定の変更の認定を含む。）を受けた者又はこれに準ずる者（暫定措置法第2条の2に基づく基本構想に

- おける林業経営の類型ごとの指標に定める経営面積以上の経営規模（森林の取得により当該規模を達成する場合を含む。）を有する者）であること。
- (3) 申請者の取得しようとする森林が、林野庁長官が別に定める地域に所在すること。
 - (4) 申請者の取得しようとする「人工林」又は「天然林改良林」の林齢が60年を超える場合には、当該森林において、取得の日から5年以内に皆伐しない計画のものであること。
 - (5) 申請者の取得しようとする「造林のための土地」は、取得の日から2年以内に人工植栽又は天然林改良を行う計画のものであること。
 - (6) 申請者が高齢（60歳以上）の場合には、原則として後継者がいること。
 - (7) 申請者が当該貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと。
 - (8) 申請者が林野庁長官が別に定める地域において現に林業を営んでいること。
 - (9) 申請者の取得しようとする森林が新たに締結する分収育林契約に基づき取得する森林である場合には、取得の日から2年以内に育林を行う計画のあるものであること。
 - (10) 申請者の取得しようとする森林が暫定措置法第5条第3項の林地保有の合理化に寄与するものとして暫定措置法施行規則第2条で定める要件を満たすものであること。

第5 公庫等に対する通知

都道府県知事は、貸付けを受けることが適当である旨の認定を行ったときは、その旨を申請者及び公庫に通知し、認定しないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

第6 林業経営改善推進計画の達成指導

都道府県知事は、資金の貸付けを受けた者（その者の一般承継人を含む。以下「借受者」という。）に対し、必要に応じ、森林組合の協力を得て、その林業経営改善推進計画の達成につき必要な指導を行うものとする。

第7 森林・林業再生基盤づくり交付金事業計画又は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金活性化計画に基づく林地の取得

- 1 森林・林業再生基盤づくり交付金事業計画又は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金活性化計画に基づいて林地を取得する場合に本資金の貸付けを受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、整備交付金融資要綱第2の2の(1)に定めるところにより、林地の取得を含む単独融資事業実施計画を作成し、市町村長又は都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業主体から1の単独融資事業実施計画の承認申請があったときは、市町村長又は都道府県知事は、整備交付金融資要綱に定めるほか、次により取り

扱うものとする。

(1) 整備交付金融資要綱第2の2の(2)のアにより市町村長が単独融資事業実施計画の承認を行う場合には、あらかじめ都道府県知事と協議することとされている。この場合、市町村長から協議を受けた都道府県知事は、当該単独融資事業実施計画のうち林地の取得に関する計画の部分について認定申請書及び林業経営改善推進計画の提出があったものとみなして、第4に規定する要件を満たすかどうか判断し、その結果を市町村長に回答するものとする。

市町村長は、第4に規定する要件を満たす旨都道府県知事から回答があった場合に、当該単独融資事業実施計画の承認を行うものとする。

(2) 整備交付金融資要綱第2の2の(2)のイにより、都道府県知事が単独融資事業実施計画の承認を行う場合には、都道府県知事は、市町村長から承認申請の進達のあった当該単独融資事業実施計画のうち林地の取得に関する計画の部分について認定申請書及び林業経営改善推進計画の提出があったものとみなし、第4に規定する要件を満たす場合に当該単独融資事業実施計画の承認を行うものとする。

第8 転用違約金の徴収

第2の2の(1)の資金の借受者が当該資金により取得した森林について資金貸付契約締結の日から3年以内に森林以外の用途に供するため他に譲渡した場合は、林野庁長官が別に定める場合を除き、公庫は転用違約金を徴収するものとする。

第9 その他

本措置の運用につき必要な事項については、林野庁長官が定めるところによるものとする。